

国内公募株式投資信託等の二重課税調整制度開始のお知らせ

2020年1月から「国内公募株式投資信託」が二重課税調整制度の対象になります。

これまで、お客さまが銀行等に開設している投資信託口座で保有する国内公募株式投資信託等について、外国資産への投資から得た利益が分配金に含まれている場合には、その国内公募株式投資信託等が外国において徴収された納税額（外国所得税額）と、お客さまが受取る分配金に対する所得税等で二重に課税が行われている状態にありました。

上述の二重課税を解消するため、2020年1月1日からは、外国所得税額を考慮して所得税等が課されるように制度が変更されます。この二重課税調整措置について、お客さまで必要な手続きはなく、自動的に適用されます。

国内公募株式投資信託等が2020年1月1日以降に支払う分配金については、自動的に二重課税調整が行われます。

くわしくは、日本証券業協会が開示している[「投資信託等の二重課税調整制度開始のご案内」](#)をご確認ください。なお、上記のご案内は、日本証券業協会が作成したものであり、当行取扱商品以外の記載などもございますので、ご了承ください。

(2019年12月30日現在)